

原議保存期間	5年(平成35年3月31日まで)
有効期間	一種(平成35年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県(方面)警察の長  
殿

警察庁丁会発第267号  
平成29年4月3日  
警察庁長官官房会計課長

### 特定調達契約等に関する事務の取扱いについて

みだしの件については、「特定調達契約等に関する事務の取扱いについて」(平成22年7月1日付け警察庁丁会発第595号、以下「旧通達」という。)に基づき実施してきたところであるが、平成29年3月31日をもって旧通達の有効期間が満了したことに伴い、別添のとおり「特定調達契約審査委員会設置要綱」を定め、引き続き「特定調達契約審査委員会」を設置したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

### 記

#### 1 随意契約の縮減

契約担当官等(会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。)は、特定調達契約(国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。)第4条第1項に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)を行おうとするときは、随意契約の縮減に努めるものとする。

また、入札の方法により競争に付そうとするときは、過去における同一種類又は類似の契約の実績を勘案し、数量及び納期等入札条件の見直しを図ること。

#### 2 公告期間の延長

契約担当官等は、特定調達契約につき競争に付する場合には、特例政令第5条に規定する公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも50日前(一連の調達契約(特例政令第2条第7号に規定する一連の調達契約をいう。)のうち最初の調達契約以外の調達契約及び急を要する調達契約を除く。)までに行うものとする。

なお、官報に入札公告を掲載する場合、独立行政法人国立印刷局における官報掲載準備期間は、12日間程度見込まれるので留意すること。

#### 3 外国製品調達の拡大

契約担当官等は、上記1及び2を実施するにあたっては、外国供給者等の販売努力とあいまって、外国製品の調達拡大についても配慮するものとする。

#### 4 部内審査体制の強化

警察庁長官官房会計課に「特定調達契約審査委員会」を設置し、特例政令第3条第1項本文に掲げる調達契約について、随意契約又は国の行為を秘密にする必要がある契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否について審査を行うものとする(別添「特定調達契約審査委員会設置要綱」のとおり。)

(別添)

## 特定調達契約審査委員会設置要綱

### 1 委員会の設置

警察庁長官官房会計課に、特定調達契約審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### 2 委員会の目的

委員会は、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号。以下「特例政令」という。）第3条第1項本文に掲げる調達契約について、随意契約又は国の行為を秘密にする必要がある契約の適正な運用を図るため、契約方法、契約条件等の適否について審査を行う。

### 3 委員会の組織及び運営

- (1) 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、長官官房会計課会計企画官をもって充てる。
- (3) 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - ア 長官官房会計課課長補佐（監査）
  - イ 長官官房会計課課長補佐（管財）
  - ウ 長官官房会計課課長補佐（調達）
  - エ 長官官房会計課装備室理事官
  - オ 情報通信局情報通信企画課理事官
  - カ 情報通信局情報管理課理事官
- (4) 委員長は、必要により、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (5) 委員長は、委員会の事務を掌理する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、委員会の開催その他委員会の運営に関し必要な事項は、別紙「特定調達契約審査委員会運営要領」による。

### 4 庶務

委員会の庶務は、長官官房会計課調達担当において行う。

## 別紙

### 特定調達契約審査委員会運営要領

- 1 契約担当官等（会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）は、特例政令第3条第1項本文に掲げる調達契約について、随意契約又は国の行為を秘密にする必要がある契約（以下「随意契約等」という。）をしようとする場合には、原則として、委員会における審査希望日の1箇月前までに、別紙様式1の特定調達契約審査申請書を委員会に提出するものとする。
- 2 契約担当官等から前項の申請があった場合には、委員長は、速やかに委員会を開催する。  
なお、委員会の開催通知は、委員長及び委員が必要と認めた者に通知する。
- 3 緊急の場合は、委員会開催に代えて持ち回り合議により審査できるものとする。
- 4 委員会の進行は、長官官房会計課課長補佐（調達）が行う。
- 5 審査案件の適否の判定は、委員会全員の合意によることとし、合意を得られない場合は、委員長の裁決により行う。
- 6 委員長又は委員が出席できない場合は、代理者が出席するものとする。
- 7 委員会の審査内容は、別紙様式2により記録するものとする。
- 8 当該調達契約を随意契約等とすることの適否については、別紙様式1の審査委員会審査決定通知書により、契約担当官等に通知する。

別紙様式1

特定調達契約審査委員会 御中

平成 年 月 日  
契約担当官等名

### 特定調達契約審査申請書

購入等予定品目					
予 定 数 量		契約予定年月	年 月	納入予定年月	年 月
概算予定金額	円				
随意契約しようとする相手方					
随意契約根拠条項					
随 意（秘密）契約しようとする理由					

審 査 委 員 会 審 査 決 定 通 知 書	
審査委員会開催年月日	
審査委員会判定	適 否
否とした理由	

別紙様式2

特定調達契約審査委員会審査記録

(整理番号 )

開催年月日	平成 年 月 日
出席者	(委員長) (委員)
契約担当官等名	
購入等予定品目	
審 査 内 容	
参考資料	
備考	